

タンデム四重極質量分析装置修繕に係る一般競争入札の公告

(工業技術センター)

沖縄県工業技術センターが発注するタンデム四重極質量分析装置修繕について、沖縄県財務規則第121条に基づき、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を公告する。

令和7年2月26日

沖縄県工業技術センター所長 平良 直秀

1 入札に付する事項

- (1) 件名 タンデム四重極質量分析装置修繕
- (2) 内容 沖縄県工業技術センターに設置しているタンデム四重極質量分析装置の修繕  
その他の詳細は、入札説明書及び仕様書による
- (3) 作業日程 契約締結日から令和7年3月31日までの間
- (4) 納入場所 沖縄県工業技術センター  
沖縄県うるま市字州崎12番2

2 契約に関する事務を担当する機関の名称

- (1) 名称 沖縄県工業技術センター 環境・資源班
- (2) 所在地 〒904-2234 沖縄県うるま市字州崎12番2

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札説明書のとおり

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和7年2月26日から令和7年3月3日まで
- (2) 場所 沖縄県ホームページ

5 入札日時及び場所

- (1) 入札年月日 令和7年3月4日 午後2時
- (2) 入札場所 沖縄県工業技術センター2階会議室

6 入札保証金 沖縄県財務規則第100条の規定により、見積もる契約金額（消費税込）の100分の5以上の金額を県に納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に本県を被保険者とする入札保証契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 地方自治法施行令第167条の5又は第167条の11に規定する資格を有するもので、過去2年間の間に本県又は国（公社及び公団を含む）又は本県以外の地方公共団体と同種及び同等規模の契約の履行実績証明書（2件以上）を提出する場合

7 契約保証金 沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額（消費税込）の100分の10以上の金額を県に納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に本県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 地方自治法施行令第167条の5又は第167条の11に規定する資格を有するもので、過去2年間の間に本県又は国（公社及び公団を含む）又は本件以外の地方公共団体と同種及び同等規模の契約の履行実績証明書（2件以上）を提出する場合

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和7年3月3日まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県ホームページ